

国民年金

だより

に必要な事項を記入して、口座振替を希望する金融機関等の窓口に提出してください。

お知らせ
国民年金保険料の納付は、
便利・安心・確実な
口座振替で！

お知らせ
国民年金保険料の納め忘れ
はありませんか？

「忙しくて…」、「つい、うつかり…」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくななる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をお勧めします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書

請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合は、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納にしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます

が、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになつた場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができます。「追納制度」を利用することをお勧めします。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お知らせ
医療費一部負担金（自己負担分）の減免等の適用が受けられる場合があります

いの町国民健康保険加入者を対象に、医療費の一部負担金（自己負担分）の支払につき、次のいずれかに該当します。

たことにより、その利用しいうる資産及び能力の活用を図つたにもかかわらず、その生活が一時的に著しく困難となり、一部負担金の支払が困難となつた場合、当該本人の申請により、当該一部負担金

（自己負担分）の免除、減額又は徴収猶予の措置を受けら

れることがあります。

り収入が著しく減少したところへお問い合わせください。

ただし、当該本人の所属する世帯が国民健康保険税を滞納していないことや世帯の収入が生活保護世帯に準ずることなどが要件となりますので、詳しく述べてお問い合わせください。

問い合わせ

町民課

国民健康保険係

■ 吾北総合支所住民課

■ 869-1111

■ 本川総合支所住民課
■ 869-2112



4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申

■ 875-1717
高知西年金事務所

(3) 干ばつ、冷害又は凍霜害等による農作物の不作、その他これらに類する理由によ